

令和7年度(2025年度)

佐伯市一般廃棄物(ごみ)処理実施計画



令和7年3月

佐 伯 市

目 次

ごみの減量・再資源化にみんなで取り組もう！	3
1 実施計画について	4
(1)計画の趣旨	
(2)計画期間	
2 一般廃棄物(ごみ)の排出状況	4
(1)計画処理区域	
(2)ごみ排出量の見込み	
3 一般廃棄物(ごみ)の処理主体	5
4 処理計画	6
(1)ごみの排出抑制・再資源化計画	8
ア 排出抑制の方法	
イ 再資源化等の方法	
ウ 再資源化量の見込み	
(2)収集運搬計画	11
ア 収集・運搬するごみ量の見込み	
イ 収集区域の範囲	
ウ 収集回数と方法	
(3)中間処理計画	14
ア 処理施設の概要	
イ 中間処理量の見込み	
ウ 残渣の処理及び処分方法	
(4)最終処分計画	16
ア 最終処分場の概要	
イ 最終処分量の見込み	
(5)住民に対する広報、啓発活動	17
(6)その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項	17
ア 一般廃棄物とあわせて処分することができる産業廃棄物	
イ 適正処理困難物	
ウ 小型家電リサイクル対象品	
エ 家電リサイクル対象品	
オ パソコンリサイクル対象品	

ごみの減量・再資源化に みんなで取り組もう！

～オーガニックシティを目指そう！～

減量 その1



リサイクル紙^しとる？

～リサイクルできる紙をしっかり分別しよう！～

燃えるごみの中には、お菓子の箱などリサイクル可能な紙がまだまだ多く含まれています。みんなで「リサイクル紙（し）とる？」を合言葉に、リサイクル可能な紙類をしっかり分別し、紙リサイクルに取り組みましょう。

減量 その2



「もったいねえ」は、 ごみを減らす合言葉！

～まだ使えるものはごみとせず、
再使用（リユース）しよう！～

「もったいねえ」という言葉には、ものを大切にする気持ちが込められています。この言葉を合言葉に、まだ使えるものは簡単にごみとして出さずリユースショップを利用するなど、積極的に再使用（リユース）する生活を心がけましょう。

減量 その3



エコな生ごみ処理にチャレンジ

～水分の多い生ごみを自家処理してみよう！～

9割もの水分を含むといわれる「生ごみ」を燃やすことは、水を燃やすようなもので、ごみ処理の燃料費も余計にかかってしまいます。

電気や燃料を使わずに土中の微生物の力で生ごみを分解する「キエーロ」など、家庭で簡単に取り組めるものから「生ごみの自家処理」にチャレンジしましょう。

1 実施計画について

(1) 計画の趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項並びに同法施行規則第1条の3の規定により、第2次佐伯市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を実施するために必要な各年度の事業について定めるものである。

ごみの排出抑制、再使用による減量化及び再生利用による再資源化の促進と適正な処理・処分は「ものを大切に、安心して暮らせる循環型のまち」の実現を目指す取組であり、佐伯市の最上位計画である「第2次佐伯市総合計画」で目指す「さいきオーガニックシティの実現」に深く寄与する。

※「さいきオーガニックシティ」とは、一般的に意味する有機栽培に限ったものではなく、「オーガニック」をまちづくりの視点として、美しい自然と人が共存し、持続可能な循環型共生社会の実現を目指し、経済・社会・環境の観点から佐伯版SDGsとして様々な取組を行うものです。

(2) 計画期間

令和7(2025)4月1日から令和8(2026)3月31日まで

2 一般廃棄物(ごみ)の排出状況

(1) 計画処理区域

本市全域とする。

(2) ごみ排出量の見込み

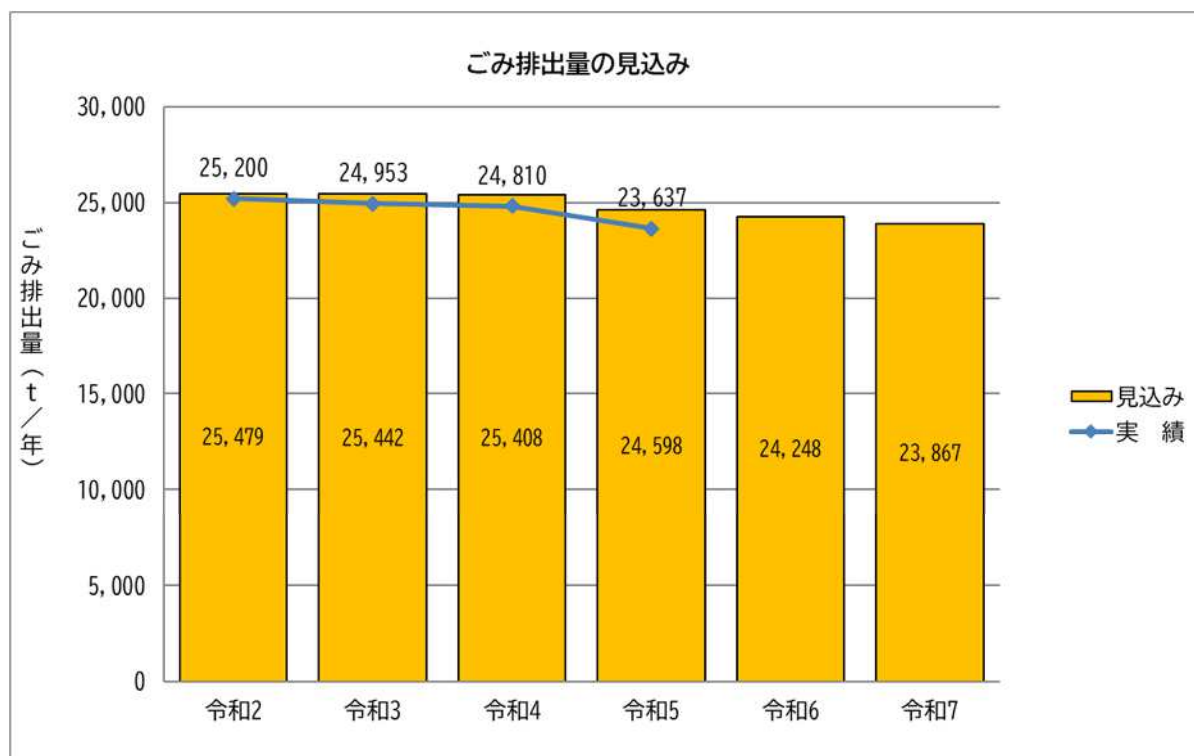
※以後見込み量とは第2次佐伯市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画による将来予測
(単位：t)

区 分		令和7年度 (見込み)
家 庭 のごみ	燃えるごみ	13,338
	燃えないごみ	1,226
	資源物(飲食用のビン・カン・ペットボトル)	702
	資源物(紙類・布類)	1,047
	資源物(小型家電)	19
	粗大ごみ	1,229
	有害物(乾電池・蛍光灯)	11
	ガレキ類	10
事業所 のごみ	燃えるごみ	6,222
	資源物(飲食用のビン・カン・ペットボトル)	40
	その他	23
(合計)		23,867
1人1日あたりの排出量(g/人/日)		774

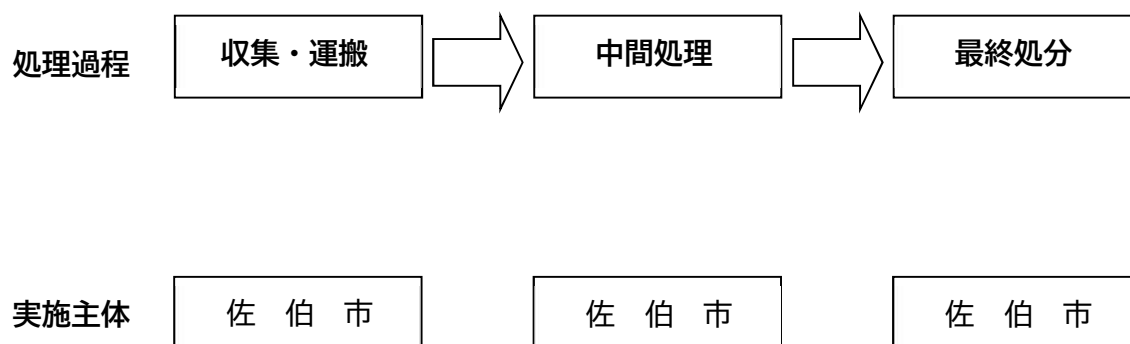
《ごみ排出量の見込み》（年度比較）

（単位：t）

	年 度					
	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)
見込み	25,479	25,442	25,408	24,598	24,248	23,867
実 績	25,200	24,953	24,810	23,637	—	—



3 一般廃棄物（ごみ）の処理主体



4 処理計画

家庭及び事業所から排出されるごみは、次の分別区分により、ごみの減量化・資源化を図るものとし、ごみの排出にあたっては分別区分を遵守し処理の適正化を推進する。

《実施主体》

区 分		収集・運搬	中間処理
家庭のごみ	燃えるごみ	市(委託)	市(委託)
	燃えないごみ		
	資源物(飲食用のビン・カン・ペットボトル)		
	資源物(紙類・布類)		再生業者
	資源物(小型家電)	市(直営)	再生業者
	粗大ごみ	市(直営)	市(委託)
	多量ごみ	市(直営) 又は 許可業者	
	有害物(乾電池・蛍光灯)	市(委託)※	
	ガレキ類	なし (最終処分場へ)	なし (最終処分場へ)
事業所のごみ	燃えるごみ	排出事業者 又は 許可業者	市(委託)
	資源物(飲食用のビン・カン・ペットボトル)		

※) 適正処理困難物及び資源物は民間で処理

《処分方法》

区 分		処分方法
家庭のごみ	燃えるごみ	溶 融※
	燃えないごみ	破碎・選別・資源化 (可燃性残渣は溶融※処理)
	資源物 (飲食用のビン・カン・ペットボトル)	選別・圧縮・資源化
	資源物(紙類・布類)	資源化
	資源物(小型家電)	資源化
	粗大ごみ	破碎・選別・資源化 (可燃性残渣は溶融※処理)
	多量ごみ	
	有害物(乾電池・蛍光灯)	選別・資源化
	ガレキ類	埋立
事業所のごみ	燃えるごみ	溶 融※
	資源物(飲食用のビン・カン・ペットボトル)	選別・圧縮・資源化

※) 溶融処理に伴って発生する溶融スラグや溶融メタルは資源化する。

※) 溶融処理に伴って発生する飛灰は埋立処分する。

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

生ごみ等に関する減量化・再資源化の推進

生ごみを堆肥化して野菜作りが体験できる「生ごみリサイクル菌ちゃん野菜作り授業」、家庭で生ごみを減らす「ミニキエーログループモニター」、「生ごみトラッシュモニター事業」、家庭用生ごみ処理容器購入補助や枝を細かくする裁断機の貸し出し等により生ごみの減量化や剪定枝の再資源化の推進を図る。



菌ちゃん野菜作り教室



生ごみトラッシュモニター事業



ミニキエーログループ事業



ミニキエーロマン

生ごみには水分がたくさん含まれているんだ。生ごみを燃えるごみで出すと水を燃やしていることになってしまうんだ。生ごみを捨てる時にはなるべく水分を切ってごみ袋に入れるか、生ごみの自家処理に挑戦してね！

環境教育及び啓発活動の推進

家庭系ごみについては、市報やケーブルテレビ等を活用した啓発活動や施設見学を通じた小中学生への環境教育活動を継続して推進していく。あわせて、イベントなどを通じ小中学生を対象にごみと資源の正しい分別指導を行う。

事業系ごみについては、ごみの削減、リサイクルの推進等により、ごみ減量に向けた啓発活動に取り組む。

リフューズの推進

市民は商品を購入する際、使い捨て商品を選ばず、マイバッグを持参するとともに、自発的に過剰な包装を断わり、リフューズを心がけるよう、市民への啓発及び事業者への協力依頼に努める。

※リフューズ：不要なものやごみになるものを受け取らない、拒否することで廃棄物を発生させないこと

イ 再資源化等の方法

“もったいねえ”を合言葉にした再使用を推進

“もったいねえ”という言葉には物を大切にすることや壊れても修理して使うといった気持ちが込められており、この言葉を合言葉に再使用（リユース）の推進を行う。今後もリユース品を扱う民間事業者の情報を積極的に発信するなど再使用の推進を図る。

リサイクルの推進

「ビン・カン・ペットボトル」は、「資源物（飲食用のビン・カン・ペットボトル）」の意識が定着し、燃えるごみや燃えないごみの中に入れられることは少なくなった。しかし、排出されたペットボトルの中には、いまだにキャップやラベルが付けられたままのものも排出されているため、今後ごみの分別方法の啓発活動に取り組み、リサイクルの推進を図る。また、令和2年度から開始した「羽毛ふとんリサイクル」、令和5年度から開始した「ペットボトルキャップ」の回収事業を継続する。令和6年度からめん100%以外の衣類及び布類の回収を開始。

家庭ごみの正しい分別と排出マナーの向上

「家庭ごみ収集日程表」等を各家庭に配布するとともに、ケーブルテレビを使った啓発番組等の広報活動を行う。また、施設見学を通じた小学生への環境教育活動、イベント等での体験型の啓発活動等を行い、資源物の正しい分別方法と排出マナーのさらなる向上を図る。

小型家電の分別回収の取組

小型家電を「資源物（小型家電）」として適正に分別・排出されるように啓発活動を行い、引き続き小型家電の分別回収によるリサイクルの推進を図る。

“リサイクル紙とる？”の取組

エコセンター番匠において実施したごみ質調査における本市のごみの組成割合（6か年平均）によると、紙類が約4割を占めている。その中にはリサイクルできる紙が多く含まれており、リサイクルできる紙類の分別方法の啓発活動を行い、紙ごみのリサイクルの推進を図る。

ウ 再資源化量の見込み

(ア) 再資源化量の内訳

(単位：t)

	令和7年度（見込み）
直接資源化量	1,066
中間処理後資源化量	4,223
（合 計）	5,289

(イ) 資源物の内訳

(単位：t)

資 源 物 名	令和7年度（見込み）
紙類・布類	1,047
溶融スラグ	2,931
溶融メタル	527
スチール(鉄)	316
アルミ	86
ガラスカレット	232
リターナブルビン	0
ペットボトル	119
小型家電	19
有害物（乾電池、蛍光灯）	11
その他	1
（合 計）	5,289

エ 関連施設の概要

(ア) 溶融スラグ、溶融メタル

施 設 名	処 理 方 式	処 理 能 力
エコセンター番匠 ガス化溶融施設	全連続シャフト炉式 ガス化溶融方式	110t/日(55t/24h×2炉)

(イ) 紙類・布類、スチール（鉄）、アルミ、ガラスカレット、ペットボトル、 小型家電、乾電池、蛍光管、その他

施 設 名	処 理 方 式	処 理 能 力
エコセンター番匠 リサイクルプラザ	破碎、選別、圧縮処理	33t/5h

(2) 収集運搬計画

ア 収集・運搬するごみ量の見込み

(単位：t)

区 分		令和7年度 (見込み)
家庭の ごみ	燃えるごみ	13,338
	燃えないごみ	1,226
	資源物(飲食用のビン・カン・ペットボトル)	702
	資源物(紙類・布類)	1,047
	資源物(小型家電)	19
	粗大ごみ	1,229
	有害物(乾電池・蛍光灯)	11
	ガレキ類	10
事業所の ごみ	燃えるごみ	6,222
	資源物(飲食用のビン・カン・ペットボトル)	40
	その他	23
その他の ごみ	掘起しごみ	1,698
	脱水汚泥	1,049
	し渣	15
	ガレキ類(クリーンセンター沈砂等)	5
(合 計)		26,634

イ 収集区域の範囲

市全域を対象とし、家庭のごみについては4つの地域に分けて委託業者により行う。



※ 事業所のごみについては、事業者が自己搬入するか市が許可する収集運搬許可業者に委託をする。

ウ 収集回数と方法

(ア) 収集方法と頻度※

※ 自己搬入を除く

区 分		収集容器	有料・無料	収集場所	収集頻度
家庭のごみ	燃えるごみ	指定ごみ袋	有 料	集積所	1週間に2回
	燃えないごみ				4週間に1回
	資源物 (飲食用のビン・カン・ペットボトル)	透明袋（半透明袋）	無 料		2週間に1回
	資源物(紙類)	ひも等			
	資源物(布類)	透明袋（半透明袋）			
	資源物(小型家電)	窓口回収又はボックス回収		指定場所	
	粗大ごみ	粗大ごみシール	有 料	訪 問	随 時
	有害物(乾電池・蛍光灯)	透明袋(半透明袋)又は、購入時の箱	無 料	集積所	1週間に2回
	一時的に多量に発生するごみ	直営による戸別収集 ※	有 料	訪 問	随 時
許可業者による戸別収集		有 料	訪 問	随 時	
事業所のごみ	法令等により 区分されたもの	許可業者による収集			

※直営による戸別収集は家屋内での作業はできませんが、許可業者による戸別収集は家屋内での作業が依頼可能です。

(イ) ごみ処理手数料

区 分			手 数 料	
家庭のごみ	定期収集	指定ごみ袋 (10枚入り販売)	大(45ℓサイズ用)	30円/枚
			小(20ℓサイズ用)	15円/枚
	戸別収集	多量ごみ	大型車(2tロング)	18,700円/台
			中型車(2t)	8,800円/台
			小型車(軽トラック)	3,300円/台
		粗大ごみシール	500円/枚	
	直接搬入	燃えるごみ 燃えないごみ 粗大ごみ	10kg まで	50円
			10kg を超えるとき	10kg ごとに 50円を加算
事業所のごみ	直接搬入	法令等により 区分されたもの	10kg まで	100円
			10kg を超えるとき	10kg ごとに 100円を加算

(ウ) 収集・運搬体制※¹

地 域		収集車両		収集形態
家 庭 の ご み	A地区（佐伯地区南部）	4トン塵芥車	5台	委 託
	B地区（佐伯地区北部・上浦）	3トン塵芥車	1台	
		4トン塵芥車	5台	
	C地区（弥生・本匠・宇目・直川）	3トン塵芥車	2台	
		4トン塵芥車	2台	
	D地区（鶴見・米水津・蒲江）	3トン塵芥車	4台	直 営
	市全域（多量ごみ、粗大ごみ） ※一部離島を除く（大島、深島、 屋形島）	2トントラック	3台	
		軽トラック	3台	
事 業 所 の ご み ※ ²	市全域	許可車両		許 可
		許可車両		許 可

※¹ 自己搬入を除く。

※² 事業所のごみについては、法令等の規定により区分された一般廃棄物のみとする。

(エ) 中継施設の概要

【該当なし】

(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

エコセンター番匠

所在地		佐伯市東浜1番38号
建設年月		(着工) 平成12年10月 (竣工) 平成15年3月
融施設 ガス化溶	処理能力	110 t / 日 (55 t / 24 h × 2 炉)
	処理対象	燃えるごみ、破碎・選別処理残渣 等
	処理方式	全連続シャフト炉式ガス化溶融方式
	余熱利用	蒸気タービン発電 [1, 600kW]
リサイクルプラザ	処理能力	33 t / 5 h
	処理対象	燃えないごみ、資源物(飲食用のビン・カン・ペットボトル)、粗大ごみ
	処理方式	破碎、選別、圧縮処理

イ 中間処理量の見込み

(単位：t)

区 分			令和7年度 (見込み)	計
エコセンター 番 匠	ガ ス 化 溶 融 施 設	燃えるごみ	19,560	24,754
		破碎・選別処理残渣	2,432	
		その他	2,762	
	リサイクル プ ラ ザ	燃えないごみ	1,231	3,222
		資源物 (飲食用のビン・カン・ペットボトル)	742	
		粗大ごみ	1,238	
		有害物 (乾電池・蛍光灯)	11	
(合 計)			27,976	

ウ 残渣の処理及び処分方法

(単位：t)

区 分			処理処分方法	令和7年度 (見込み)
エコセンター 番 匠	ガ ス 化 溶 融 施 設	溶融スラグ	資源化	2,931
		溶融メタル		527
		溶融飛灰	埋 立	1,042
	リサイクル プ ラ ザ	古 鉄	資源化	261
		スチールカンプレス		55
		アルミカンプレス		86
		ガラスカレット		232
		リターナブルビン		0
		ペットボトル		119
		その他（羽毛布団）		1
		有害物 （乾電池・蛍光灯）		11
		ガレキ類	埋 立	25
		破碎・選別処理残渣	溶融処理	2,432



(4) 最終処分計画

ア 最終処分場の概要

(ア) 佐伯一般廃棄物最終処分場

所在地		佐伯市大字長良字沖ノ島
埋立処分場	供用開始	昭和 58 年 5 月
	埋立面積	27,483 m ²
	埋立容量	114,729 m ³
	残余容量	25,606 m ³ (令和 6 年 3 月 31 日現在)
	埋立対象物	溶融飛灰、ガレキ類
	埋立方法	セル方式、準好気性埋立
浸出水処理施設	処理能力	145 m ³ /日
	処理方法	(流入) → 接触曝気 → 凝集沈殿 → 砂ろ過 → 活性炭吸着 → 滅菌 → (放流)

(イ) 蒲江一般廃棄物最終処分場

所在地		佐伯市蒲江大字蒲江浦 1222 番地 3
埋立処分場	供用開始	平成 13 年 4 月
	埋立面積	4,300 m ²
	埋立容量	25,000 m ³
	残余容量	14,604 m ³ (令和 6 年 3 月 31 日現在)
	埋立対象物	焼却残渣、ガレキ類
	埋立方法	サンドイッチ・セル方式、準好気性埋立
浸出水処理施設	処理能力	35 m ³ /日
	処理方法	(流入) → 加圧ろ過 → 接触曝気 → 膜処理 → 活性炭吸着 → 膜処理 → 滅菌 → (放流)

イ 最終処分量の見込み

(単位：t)

	埋立対象物	令和 7 年度 (見込み)	計
佐伯一般廃棄物 最終処分場	溶融飛灰	1,042	1,091
	ガレキ類	49	
蒲江一般廃棄物 最終処分場	—	0	0
(合 計)			1,091

(5) 住民に対する広報、啓発活動

正しい分別方法や排出マナーの向上を推進するため、市報、市ホームページ、SNS、ケーブルテレビ等を活用し広報、啓発活動に取り組む。また、4Rの推進を図るため、施設見学を通じた小学生への環境教育、イベント等での体験型の啓発活動等の活動に取り組む。

(6) その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

ア 一般廃棄物とあわせて処分することができる産業廃棄物

① 金属くず

いわゆる空きカンのことを指す。

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第2条第2項の特定容器(②及び③において単に「特定容器」という。)のうち飲食用に供されていた鋼製又はアルミニウム製のカンが同条第4項の容器包装廃棄物(②において単に「容器包装廃棄物」という。)となったものと同等のものに限る。)

② ガラスくず

いわゆる空きビンのことを指す。

(特定容器のうち飲食用に供されていたガラス製のビンが容器包装廃棄物となったものと同等のものに限る。)

③ 廃プラスチック類

いわゆるペットボトルのことを指す。

(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則(平成7年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省令第1号)別表第一の7の項に規定する商品の容器に限る。)

④ 日常生活から排出されるものと同等、同量のもの

⑤ その他市長が必要があると認めるもの

イ 適正処理困難物

① 廃棄物処理法第6条の3第1項による適正処理困難物

廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）

② 市が定める処理困難物

自動車、バイク（タイヤ含む）、電動車いす、バッテリー、充電式電池、ボタン電池、塗料、ペンキ、廃油、石油、灯油、食用油、化学薬品、農薬、殺虫剤、ピアノ、消火器、ガスボンベ、金庫（耐火性）、切り株、風呂釜（浴槽）、ボイラーなど

※処理困難物は、販売店等で適正に処理する。なお、充電式電池、ボタン電池については処理方法について調査、検討する。

③ 一時的に多量に発生した処理困難物

台風や大雨により河川や海岸等で一時的に発生した木くず（流木等）※付着物含む

※これらの処理困難物については、許可業者等による適正な処理と再資源化を推進する。

ウ 小型家電リサイクル対象品

排出者は、小型家電リサイクル法に基づき、市が指定する対象品目を分別し、回収場所へ持ち込む。対象品目の小型家電は「資源（小型家電）」の区分とし、処理手数料は無料とする。※リネットジャパンリサイクル株式会社の宅配回収も選択可能

対象品目

・携帯電話端末・PHS 端末・スマートフォン端末 ・パーソナルコンピュータ（モニターを含む）※タブレット型情報通信端末を含む。 ・電話機、ファクシミリ ・ラジオ ・デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ ・映像用機器（DVD-ビデオ、HDDレコーダ、BDレコーダ/プレーヤー、ビデオテープレコーダ（セット）、チューナ、STB） ・音響機器（MDプレーヤー、デジタルオーディオプレーヤー（フラッシュメモリ、HDD）、デジタルオーディオプレーヤー、CDプレーヤー、デッキ除くテープレコーダ、ヘッドホン及びイヤホン、ICレコーダ、補聴器） ・補助記憶装置（ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード） ・電子書籍端末	・電子辞書、電卓 ・電子血圧計、電子体温計 ・理容用機器（ヘアドライヤー、ヘアアイロン、電気かみそり、電気バリカン、電気かみそり洗浄機、電動歯ブラシ） ・懐中電灯 ・時計 ・ゲーム機（据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム（ミニ電子ゲーム）、ハイク系トレンドトイ） ・カー用品（カーナビ、カーカラーテレビ、カーチューナ、カーステレオ、カーラジオ、カーCDプレーヤー、カーDVD、カーMD、カースピーカ、カーアンプ、VICSユニット、ETC車載ユニット） ・これらの附属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ・ジャック、充電器等）
---	---

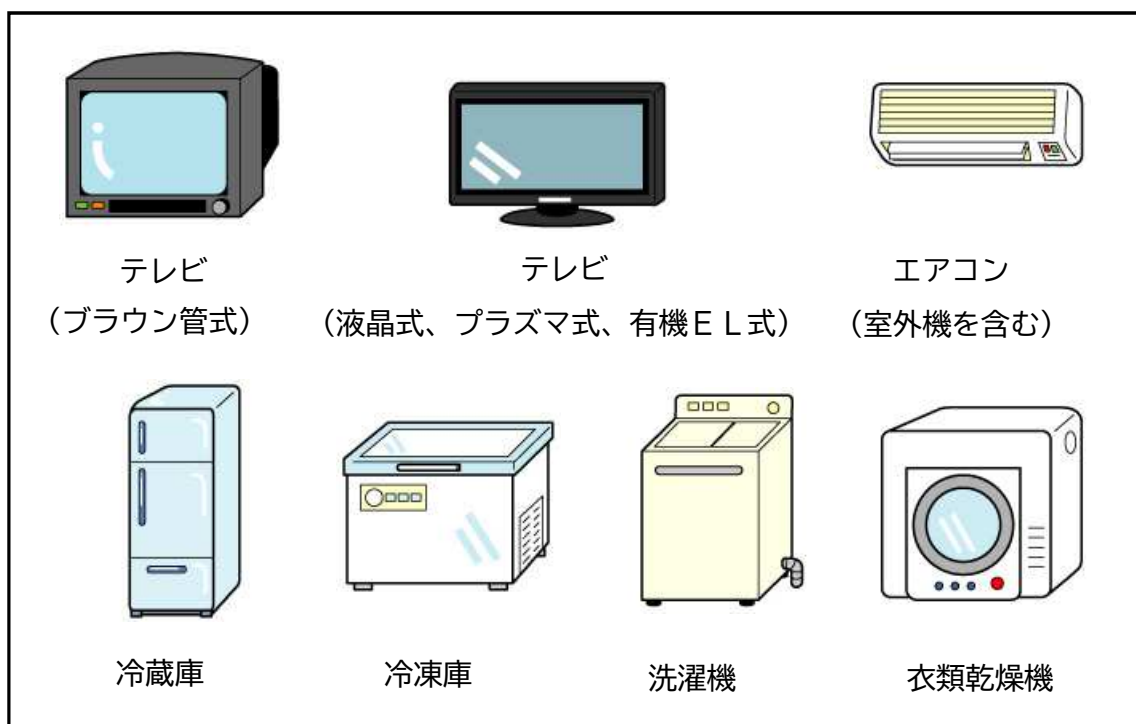
回収場所

窓 口 回 収	エコセンター番匠、各振興局
ボックス回収※	佐伯市役所、保健福祉総合センター和楽

※ボックス回収は、回収箱の投入口（15 cm×25 cm）に入るものに限る。

エ 家電リサイクル対象品

排出者は、家電リサイクル法に基づき、①小売業者に引取りを依頼、②排出者が自ら又は市長が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してメーカーが指定した引取場所に搬入、③※市と連携・協力事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社の宅配回収（ただし、離島除く。）のいずれかを選択する。



※令和4年10月に協定を締結

オ パソコンリサイクル対象品

排出者は、①パソコンメーカーによる回収、②市が実施する窓口・BOX回収、③※市と連携・協力事業者であるリネットジャパンリサイクル株式会社の宅配回収（ただし、離島除く。）のいずれかを選択する。



※令和3年8月に協定を締結



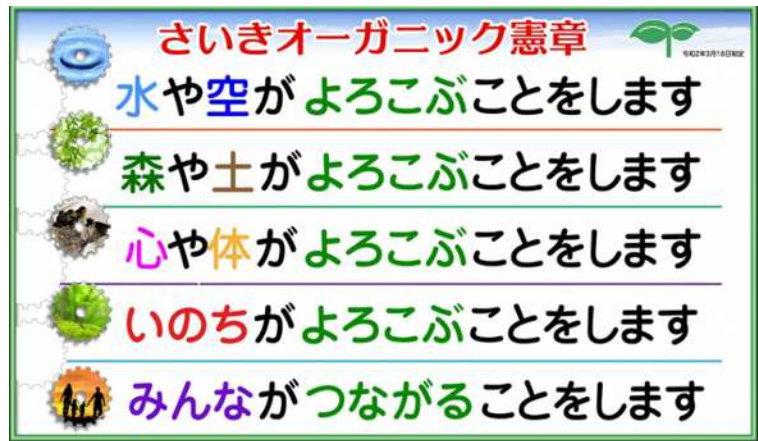
ヒロシ
エコ博士

- ・リフューズ (Refuse) ⇒ごみ発生回避
- ・リデュース (Reduce) ⇒ごみそのものを減らす
- ・リユース (Reuse) ⇒何回も繰り返し使う
- ・リサイクル (Recycle) ⇒分別して再び資源として利用する

4つのRで「ものを大切にし、安心して
暮らせる循環型のまち」の実現を目指そう！

ごみの量を減らそう・繰り返し使おう・資源として活かそう

さいきオーガニック憲章
ロゴマーク



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



佐伯市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

発行日	発行日 令和 7 年 3 月
編 集	佐伯市 市民生活部 清掃課
	〒876-0821 大分県佐伯市東浜 1 番 38 号
	T E L (0972) 22-3984
	F A X (0972) 23-3640
	E-mail seisouka@city.saiki.lg.jp